

■ 添付書類一覧 [ ○は必ず添付、△は該当する場合のみ提出 ]

添付書類 被保険者との関係		1	2	3	4	5	6	7
		※続柄が記載されているものに限る 世帯全員の住民票	※源泉徴収票等では代用不可 ※市区町村発行のものに限る 令和5年分所得証明書 又は 令和6年度分課税証明書	※原則、税務署受付後のもの 含め 申告書類一式 確定申告書及び收支内訳書(控) 写	令和5年分公的年金の源泉徴収票 写 遺族年金、障害年金等の通知書 写	現金書留の領収証 写 又は 銀行又は郵便局の振込伝票の控え 写 ※送金日、送金人(被保険者)、受取人 (被扶養者氏名)、送金額が記載されて いるものに限る 年間分を提出	学生証写 又は 在学証明書(原本)	特定医療費受給者証 写 公費受給者証 写 身体障害者手帳(全頁) 写
配偶者	収入なし		○					△
	収入あり(年金受給者含む)		○	△	△			△
	自営業者		○	○	△			△
	上記いずれの区分でも別居の場合					○		
子	大学生・予備校生等(※)				△		○	△
	上記以外の子	同居	○	△	△			△
		別居	○	△	△	△	○	
被保険者の父母・ 祖父母・兄弟姉妹	同居の場合		○	△	△			△
	別居の場合		○	△	△	○		△
配偶者の父母	同居が条件	○	○	△	△			△
上記以外	原則、同居が条件	○	○	△	△			△

- i. 認定年月日が令和6年1月1日以降の方(年間収入欄に\*\*\*印字あり)は、収入に関する書類を省略(認定時の提出書類で代用)することができます。
- ii. 収入なしの方も収入に関する書類が必要になります。
- iii. 所得証明書または課税証明書は、令和5年(令和5年1月～12月)分の収入について、必ず収入額の記載がある証明書を市区町村にて交付してもらうこと。  
(市区町村により書類の名称は異なります。)
- iv. 各種証明書は、調書提出日の直近(原則、3ヶ月以内)に発行されたもの。
- v. 必要に応じて、上記一覧表に記載のない書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。(※大学生・予備校生等の場合も含まれます。)
- vi. パート・アルバイトで働く方が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、年収が130万円(60歳未満の場合)以上となった場合に、事業主の証明によって、連続2回までを上限として被扶養者の認定を可能とする時限的な措置がありますので、該当される場合には健康保険組合へご相談ください。